

名古屋都市計画地区計画の決定（豊明市決定）

都市計画阿野平地地区計画を次のように決定する。

名 称		阿野平地地区計画
位 置		豊明市阿野町平地、稲葉の各一部
面 積		約 1.6ha
地区計画の目標		本地区は、名鉄名古屋本線豊明駅から徒歩圏に位置し、現在、豊明阿野平地土地区画整理事業の施行により、道路、公園等の公共施設及び宅地整備が進められている。また、都市計画マスタープランで本地区を居住ゾーンと位置付けており、用途混在や敷地細分化等を防止し、良好な住宅地の形成を図ることを目標とする。
及び 区域の 整備 開発 の方針	土地利用の方針	主として低層及び中層の住宅地としての良好な住環境を整備・保全する。
	建築物等の整備の方針	良好な住環境を整備・保全するため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、垣又はさくの構造の制限を定める。
地区 整備 計画	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第 2（は）項に掲げる建築物以外の建築物 2. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 3. 公衆浴場
	建築物の敷地面積の最低限度	150 m ²
	壁面の位置の制限	1. 道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「外壁等」という。）までの距離は 1m 以上とする。 2. 隣地境界線から外壁等までの距離は 0.5m 以上とする。 3. 次の建築物又は建築物の部分については前各号を適用しない。 (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 3 m 以下の部分 (2) 物置、車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが 3m 以下で、かつ後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が 10 m ² 以内の建築物
	垣又はさくの構造の制限	1. 道路境界線から 1 m 未満の距離に設置する垣又はさくの構造は、生け垣あるいは通風性のあるフェンス・鉄さく等とし、ブロック塀等これらに類するものは設置してはならない。 ただし、フェンス等の基礎でブロック等これに類するものの高さが 0.6m 以下のもの、又は片袖の長さが 2.1m 以下の門柱にあつてはこの限りでない。